

令和 4 年 5 月 17 日現在

機関番号：13901

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K13647

研究課題名（和文）契約法における規制手法としての任意／強行法規と社会的厚生

研究課題名（英文）Research on default and mandatory rules in contract law from a perspective of social welfare

研究代表者

松田 貴文（Matsuda, Takafumi）

名古屋大学・法政国際教育協力研究センター・准教授

研究者番号：00761488

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,600,000円

研究成果の概要（和文）：契約法には当事者の自由な変更を認める任意法規と、当事者を強制する強行法規という二つの規制手法が存在する。本研究では、この二つの規制手法の意義と機能を理論的に検討した。本研究の示すところによれば、任意法規と強行法規の違いは、契約当事者間のルールを形成する権限を持つのは誰かという点に関する違いである。すなわち、任意法規は当事者に権限を与える規制手法であり、強行法規は国家当局などの権威主体に権限を与える規制手法である。そしてどちらを用いるべきかは、どちらの主体が適切なルール形成に必要な情報を持ち、また情報を処理する能力を持つかによって決まる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究で得た知見によれば、任意法規か強行法規かという規制手法の違いは、社会におけるより効率的な情報処理はどちらかという問題に他ならない。この知見の一つの意義は、従来、契約に対する規制は自由に対する制限として理解されてきたのに対して、自由と規制を効率的な情報処理に対する代替的な規制手法として統一的に理解することを可能にする点にある。また、法的な規制手法の意義を効率的な情報処理と考える視点は、任意法規／強行法規の問題にとどまらず、多くの法制度の機能分析に応用しうるより一般的な視点である。この意味で、本研究の成果は多くの法制度の意義や望ましいあり方に対する新たな視点をもたらすものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：In contract law, there are two regulatory methods--default rules and mandatory rules. This research is about significance and function of them. According to the result of the research, a difference between default and mandatory rules is a way to assign the authority to make rules between contract parties. That is, contract parties are delegated power in default rules on the one hand, government authorities have power to make rules when mandatory rules are used on the other hand. Which rules should be used depends on information processing ability of the rule making subject.

研究分野：民法

キーワード：契約法 任意法規 強行法規 消費者契約 ルール形成 情報

1. 研究開始当初の背景

(1)本研究に先立って、本研究代表者は、契約法における任意法規の理論的研究を行っていた。そこでは、自由、秩序、社会的厚生という異なる基底価値からいかなる任意法規理論が導かれるかを検討したが、なお任意法規内部の検討にとどまり、契約法において用いられる他の規制手法との関係については検討に至っていなかった。特に、契約法において特に私的自治との矛盾が問題となる強行法規による規制については、検討課題として残されていた。

(2)契約の強行的な規制については、リベラリズムの立場から正当化するものと、社会の共通善ないし共同体的価値を認める立場から正当化するものが存在していたが、いずれの立場においてもなお十分な基準の言語化に至っておらず、「いかなる場合に」「なぜ」強行的な契約規制が認められるのかという問題に対する検討は残された課題となっていた。

2. 研究の目的

上記のような背景および問題意識のもと、本研究代表者は、これまでの任意法規に関する研究を進展させ、いかなる場合に任意法規による規制が望ましいのかという問題の検討を行うこととした。この問題は、反対から見れば、いかなる場合に強行法規による規制が望ましいのかという問題であり、この問題を探求することによって、私的自治と契約規制の相克という契約法の普遍的な課題にアプローチできるものと考えたからである。

すなわち、本研究の目的は以下の2点にある。

任意法規と強行法規の意義(目的)を明らかにすること。

任意法規と強行法規のどちらを用いるべきかという問題に関する基準を明らかにすること。

3. 研究の方法

上記の研究目的を達成するため、本研究では、社会的厚生というアプローチを採用した。すなわち、法の究極目的は社会的厚生の改善にあると措定し、その立場から任意法規と強行法規の意義を明らかにすることである。このような議論に関しては、アメリカにおける economic analysis of law の議論にすでに多くの蓄積があり、またその議論は、心理学や認知科学の知見を取り入れながら現在進行形で発展しているため、本研究の目的にとって最適な研究素材と考えたことによる。

4. 研究成果

(1)本研究の成果の一つは、約款規制における新たな視点を得たことである。約款の拘束力については従来より、当事者の意思に根拠を求める立場が通説化しており、判例もこの立場から説明されるのが一般的である。しかし、約款の実態は【一方】当事者が形成した契約ルールを国家が承認するというものであり、【両】当事者の意思が反映されていないルールになぜ拘束力が生じるのかという問題はなお残されていた。本研究では、約款の拘束力は、【一方】当事者に契約ルール形成権限を認めるものとして理解することができることを示した。一方当事者に形成権限が認められる理由は、契約が一对多で締結されることに合理性が認められる条件下では、一方当事者に形成権限を認めることによって締結コストが最小化されることによる。しかし、一方当事者に形成権限を与えることは、濫用の危険を伴う。そこで、一方当事者に形成権限を認めるためには、監視主体の存在が条件となる。本研究では、実際に最高裁判所の判例もこのような視点から説明することができることを示した。

また、約款の変更についても、効率的な情報生産という観点から議論すべきであることを論じた。

(2)もう一つの成果は、任意法規と強行法規の意義を明らかにしたことである(上記研究目的)。本研究では、まず理論的な観点から、消費者契約のルール形成における当事者と国家の役割分担について検討した。消費者契約は当事者における情報の非対称性や非合理性の観点から、国家による強行的規制がより行われやすい領域であるところ、このような強行的規制は、当事者から契約形成権限を奪い、それを国家に認める手法に他ならないことを示した。このような視点によれば、契約の強行的規制は私的自治に対する制約として理解されるべきではなく、最適な契約を形成するための当事者と国家の役割分担ないし協働として理解されるべきこととなる。このような観点から、強行法規は国家に形成権限を認め、任意法規は当事者に形成権限を認める規制手法であることを論じた。

さらに、このような理論的検討を携帯電話サービス契約の内容規制という具体例を素材として検討した。携帯電話契約サービスは、裁判所によって違約金条項の有効性を承認する判断がなされた後に、立法によって1000円までという画一的な規制ルールが設けられたケースであり、裁判所と立法府による判断が時間的に接合して行われた点が興味深いケースであった。本研究では、違約金条項の有効性を認める裁判所の判断と有効性を否定する立法府の判断の違いは、携帯電話サービス契約における最適な違約金額の判断能力の違いによるものである。すなわち、裁判所は、高度に複雑であり囲い込みとして機能する違約金条項の市場の競争制限効果等も考慮

しなければならない問題については、情報収集能力や判断能力の点において十分ではないのに対して、立法府は専門家を集めたり情報収集のためにアンケートを実施したりするなど、裁判所に比べて高い情報収集・処理能力を有している。そのため、裁判所は判断を見送ったのに対して立法府は積極的な具体的判断を行ったものと考えられる。

以上のような理論的・具体的検討を通じて、本研究では、上記研究目的 に対して以下のような検討結果を得た。

任意法規の意義は、契約に近い当事者の情報を活用して契約内容ルールを形成することにある。それに対して強行法規の意義は、当事者が適切に情報収集ないし処理できないような問題について、より最適な判断をなしうる主体に対してルール形成権限を与え、より適切な契約内容ルールを形成することにある。

任意法規と強行法規のどちらを用いるべきかは、当該問題についてより情報を有し、より適切な情報処理能力を持つ主体が誰かによる。そのような主体が当事者なのであれば任意法規によるべきであり、当事者以外の主体、特に国家なのであれば強行法規によるべきである。

(3) 以上のような研究成果より、さらにより一般的な検討を行った。すなわち、法制度の意義は、社会における情報をより有効に活用し、適切に情報処理を行って社会的厚生を増大させることにある。このような観点から、本研究では、契約条項におけるネットワーク効果について、ゲーム理論の知見を用いて検討を行った。それによれば、契約当事者は情報の効率的活用のために契約条項を他者と共有することが考えられる。しかしその場合には、個人の自由な行動に委ねることによって社会的には最適ではない状態が生じうる(いわゆる調整ゲームの状況であり、個人合理性と社会的合理性が乖離する場合や、均衡が複数あるために最適な均衡が実現しない場合がある)。そこで、法制度は最適な結果を実現するための制度枠組みの構築をすることができ、実際に既に存在しているいくつかの法制度もそのような観点から説明することができる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 松田貴文 | 4. 巻 156-3 |
| 2. 論文標題 資料と紹介 債権法改正立法資料集成（5） 定型約款（3・完） | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 民商法雑誌 | 6. 最初と最後の頁 639-730 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |
| 1. 著者名 松田貴文 | 4. 巻 92-4 |
| 2. 論文標題 消費者契約の協働的形成に関する一考察（下） | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 法律時報 | 6. 最初と最後の頁 100-104 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |
| 1. 著者名 松田貴文 | 4. 巻 2020-1 |
| 2. 論文標題 強行規定による個別的な消費者保護の可能性 [Omri Ben-Shahar & Ariel Porat, Personalizing Mandatory Rules in Contract Law] | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 アメリカ法 | 6. 最初と最後の頁 66-70 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |
| 1. 著者名 松田貴文 | 4. 巻 62 |
| 2. 論文標題 携帯電話の通信サービスに関する約款の変更条項についての適格消費者団体による差止訴訟 | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 私法判例リマークス | 6. 最初と最後の頁 30 - 33 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 松田貴文 | 4. 巻 155-6 |
| 2. 論文標題 債権法改正資料集成(5) 定型約款(1) | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 民商法雑誌 | 6. 最初と最後の頁 156-243 |
| 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 松田貴文 | 4. 巻 156 - 2 |
| 2. 論文標題 債権法改正資料集成(5) 定型約款(1) | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 民商法雑誌 | 6. 最初と最後の頁 108-205 |
| 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 松田貴文 | 4. 巻 92-3 |
| 2. 論文標題 消費者契約の協同的形成に関する一考察(上) | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 法律時報 | 6. 最初と最後の頁 88-92 |
| 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 松田貴文 | 4. 巻 92-4 |
| 2. 論文標題 消費者契約の協同的形成に関する一考察(下) | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 法律時報 | 6. 最初と最後の頁 100-104 |
| 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 松田貴文 | 4. 巻 2 |
| 2. 論文標題 約款一般の拘束力 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 民法判例百選(第8版) | 6. 最初と最後の頁 94-95 |
| 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 松田貴文 | 4. 巻 94-3 |
| 2. 論文標題 契約ネットワーク形成における情報共有と法の機能 | 5. 発行年 2022年 |
| 3. 雑誌名 法律時報 | 6. 最初と最後の頁 25-33 |
| 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計2件(うち招待講演 2件/うち国際学会 0件)

| |
|-------------------------|
| 1. 発表者名 松田貴文 |
| 2. 発表標題 消費者契約の協働形成 |
| 3. 学会等名 法と経済学会(招待講演) |
| 4. 発表年 2020年 |

| |
|-------------------------------------|
| 1. 発表者名 松田貴文 |
| 2. 発表標題 取引費用の観点から見た物権の本質 |
| 3. 学会等名 高齢社会・人口減少社会に関する研究会(招待講演) |
| 4. 発表年 2020年 |

〔図書〕 計1件

| | |
|---|-----------------|
| 1. 著者名 丸山絵美子, 大屋敏裕, 吉政知広, 松田貴文, 得津晶, 牧佐智代, 横溝大, 高橋祐介, 森貞涼介, 福島成洋, 室岡健志 | 4. 発行年 2022年 |
| 2. 出版社 日本評論社 | 5. 総ページ数 242 |
| 3. 書名 消費者法の作り方 実効性のある法政策を求めて | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|